

川崎市上下水道局抜打ち検査実施要領

(平成17年8月24日17川水総契第148号)

(目的)

第1条 この要領は、川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年水道局規程第24号。以下「検査規程」という。）に規定する中間検査の一環として、抜打ち的に現場を検査することについて必要な事項を定め、施工体制、安全管理、品質管理及び指導監督の向上を図り、もって不良工事の防止等を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、検査規程の例による。

(適用除外)

第3条 検査の通知、報告等については、検査規程第7条、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

(対象工事)

第4条 検査担当課長は、対象とする工事を、請負金額500万円以上の工事の中から選定し、抜打ち検査実施計画表（第1号様式）を作成するものとする。

(検査員)

第5条 検査担当課長は、抜打ち検査実施計画表に基づき、検査規程第4条により指名した検査員に、工事の適切な時期を選んで検査を行わせるものとする。

(検査の実施方法)

第6条 検査員は、請負人に事前に通知せずに検査を実施するものとする。

2 検査を行う範囲は、次のとおりとする。

(1) 工事の施工体制の確認

- (2) 工事の安全管理の状況
 - (3) 工事の品質管理の状況
 - (4) 工事の工程管理の状況
 - (5) 工事の指導監督の状況
 - (6) その他必要と認めるもの
- (検査の報告等)

第7条 検査員は、検査の結果を抜打ち検査報告書（第2号様式）により、検査担当課長まで報告し、工事担当課長にその写しを送付するものとする。

- 2 監督員は、検査の結果改善が必要な事項が判明した場合は、請負人に対して川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年水道局規程第23号）第17条第3項に規定する指示書によりその旨を指示するものとし、これに伴って請負人が行った措置について、工事担当課長まで報告するものとする。
- 3 検査員は、検査の結果指導監督に改善が必要な事項が判明した場合は、監督員に対してその旨を指示するものとし、これに伴って監督員が行った措置について、検査担当課長まで報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22川上総契第2号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日24川上総契第1257号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25川上総管第2982号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月10日6川上経管第2256号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

押印欄

抜打ち検査実施計画表

工事所管

年 月 日 契約分

第2号様式

押印欄

抜打ち検査報告書

契約番号		工事番号	
工事所管			
工事名			
工事場所			
工事期間	から		まで
請負金額			
請負人			
現場代理人			
一般監督員			
検査概要		改善事項	
1 工事施工体制の確認 2 工事の安全管理状況の確認 3 工事の品質管理状況の確認 4 工事の工程管理状況の確認 5 工事に対しての指導・監督状況の確認 6 その他必要事項			
立会者	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他()		
	一般監督員、主任監督員、総括監督員、その他()		
管財課担当課長様 年 月 日の抜打ち検査について報告します。			
検査員			印